支援措置番号	10301
担当省庁	金融庁
支援措置事項名	地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	なし
支援措置を設ける 趣旨	資本市場については、「貯蓄から投資へ」の流れの加速に向け、今まで証券投資を行った ことがない個人投資家を含め、多くの個人投資家の参加を推進することが必要です。地域 資本市場育成についても、投資知識の普及・情報の提供等が重要であると認識していま す。このため、地域における投資知識の普及に関する取組を確保します。
支援措置の内容	地域資本市場における投資家教育事業の実施主体に対し、地域の求めを最大限実現する観点から運営協力を行なうこととします。例えば、事業の実施主体に対し、実施に向けたアドバイス、出前講座等の開催の際、講師の派遣ないしは講師の斡旋・紹介、(取引所、地区協会など)投資家教育イベント開催の協力・参加、学校現場における投資(金融経済を含む)教育授業の支援(教育委員会の働きかけ、講師の派遣ないしは講師の斡旋・紹介、副教材の提供)、人材育成(研修会など)への協力、等を行います。
支援措置に係る必 要な手続	支援措置を行うにあたり、地方公共団体に対しヒアリングを行った上で、必要と思われる 具体策について決定します。
書類	投資家教育事業の具体的な計画内容がわかる企画書(様式は自由) 投資家教育事業に関する地方公共団体の予算見積書(様式は自由)
地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	地方公共団体において、地域再生計画に投資家教育事業を位置付け、目的、対象者、実施時期を記載した継続的な投資家教育を行う計画を策定し、事業の着実な実施が見込まれると判断される内容となっていること。

支援措置番号	13001
担当省庁	金融庁、財務省、経済産業省、内閣府
支援措置事項名	産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	なし
支援措置を設ける 趣旨	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する 再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、当該地域における関係機関の 連携強化等を支援します。
支援措置の内容	これまでも、関係機関が相互に連携し、より効果的な支援が可能となるようなネットワークの構築についての提案があった場合には、例えば、栃木県の「栃木県金融・経済安定連絡協議会」に産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、日本政策投資銀行等が参加し、協力を進めてきているところです。 このような取組を一層集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、地方公共団体において産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備する場合において、担当省庁は関係機関との調整を図るなど取組を支援するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じて、当該地方公共団体等が実施する企業再生実務に関する説明会等に対して関係機関が連携して専門家を派遣するよう、担当省庁から関係機関に働きかけを行います。このほか、地域企業に対する再生支援に向けて地方公共団体が行う取組等について、関係機関が連携して支援を行うよう、担当省庁として最大限の対応をします。
支援措置に係る必 要な手続	特になし
当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類	地域再生計画に位置付けられた地域企業に対する再生支援のために必要な関係機関の 連携強化に向けた取組の詳細がわかる企画書(様式は自由)
地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	地方公共団体において、地域再生計画に地域企業に対する再生支援を位置付け、継続的に関係機関の連携強化を推進することを内容とする計画を策定すること。なお、計画に 当該内容を盛り込まない場合には、別途添付書類を作成し記載すること。

支援措置番号	10401
担当省庁	総務省
支援措置事項名	公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	地方財政法第5条、第5条の2及び第33条の7 地方債許可方針
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	地方債は、各事業ごとに許可され、また、当該公用または公共用の施設によって住民が利益を受ける期間の範囲内で償還年限は許可されています。 したがって、許可を受けた施設と異なる施設への転用にあたっては、地方債の繰上償還を行うことが原則となっています。
支援措置を設ける 趣旨	地域再生が地域に及ぼす経済的社会的効果にかんがみ、公共施設の転用にあたり、地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められる場合には、繰上償還を不要とする取扱いとするものです。
支援措置の内容	地方公共団体が実現しようとしている地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けた目標のために、必要不可欠となる公共施設の転用をするものとして、地方公共団体が地域再生計画を策定し、同計画が総務大臣の同意を得て、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、同計画に記載されている公共施設の転用については、地方債の繰上償還を不要とします。したがって、地域再生計画の作成にあたっては、地域再生計画認定申請マニュアルにしたがい、地域再生計画の意義及び目標、地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果、並びに当該施設の転用が地域再生計画に不可欠な事業であることが明確となるようにしてください。なお、有償譲渡がなされる場合等償還財源が生ずる場合には、原則として繰上償還が必要となります。
支援措置に係る必 要な手続	貸し手との契約において手続きを定めている場合は、当該手続きが必要となります。
当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類	特になし
地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	繰上償還を不要とする地方債の資金区分を明らかにして〈ださい。

支援措置番号	10402
担当省庁	総務省
支援措置事項名	公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	地域活性化事業債に関する取扱要領及びその他地域活性化事業債に係る 各種要綱要領
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	地域活性化事業債は上記各種要綱要領に掲げられた公共施設の整備を対 象としています。
支援措置を設ける 趣旨	地域再生が地域に及ぼす経済的社会的効果にかんがみ、地域活性化事業債の対象事業を新たに拡大するものです。
支援措置の内容	地方公共団体が実現しようとしている地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けた目標のために、必要不可欠となる他の公共施設(民間施設は含まない。)への転用に係る既存の公共施設の増築や改築、大規模な模様替といったリニューアル事業で、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題(循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源活用促進、都市再生、科学技術の振興、世界最先端のIT社会)の実現を図るための施設へ転用するものとして、地方公共団体が地域再生計画を策定し、同計画が総務大臣の同意を得て、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、地域活性化事業債の対象とします。 したがって、地域再生計画の作成にあたっては、地域再生計画の意義及び目標、地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果が、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現と深く関係するものであることが必要となります。
支援措置に係る必 要な手続	地域再生計画の認定後、別途、地方債(地域活性化事業債)の許可手続きが 必要となります。
当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類	特になし
地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	特になし

支援措置番号	10403
担当省庁	総務省
支援措置事項名	組合等施行土地区画整理事業について地方負担分への起債措置拡充
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	地方債許可方針の運用について
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	
支援措置を設ける 趣旨	地域再生が地域に及ぼす経済的社会的効果にかんがみ、地域再生のための他の取組と有機的に連携して実施される組合等施行土地区画整理事業に係る都道府県の地方負担分については、当該都道府県が通常負担すべき一般財源の額を超えて一般財源で負担する場合に地方債の対象とするものです。
支援措置の内容	都道府県が実現しようとしている地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けた目標のために、その支出が必要不可欠となる組合等施行土地区画整理事業の地方負担分として、都道府県が地域再生計画を策定し、同計画が総務大臣の同意を得て、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、個別の団体の事業費や、通常負担すべき一般財源の額を考慮して、同計画に記載されている組合等施行土地区画整理事業に係る地方負担分を地方債の対象とします。(1)通常負担すべき一般財源の額(普通交付税の算定において基準財政需要額の算定に用いられる、投資的経費のうちその他の土木費について、単位費用を379円、事業費補正係数を1とおきなおして算定した額)(2)土地区画整理事業、市街地再開発事業及び住宅街区整備事業(道路整備緊急措置法第5条第3項に定める地方道路整備臨時交付金の実施に関する計画に基づき実施される事業及び当該交付金による事業の実施に併せて行う地方単独事業を除く。)に係る一般財源の額また、地域再生計画の作成にあたっては、地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果、並びに当該事業の実施が地域再生計画に不可欠な事業であることが明確となるようにしてください。なお、市町村について」を通知する予定ですので、地域再生計画の認定の申請を行う必要はありません。
支援措置に係る必 要な手続	
当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類	財源の額
地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	特になし

支援措置番号	10404
担当省庁	総務省
支援措置事項名	地域通貨モデルシステムの導入支援
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	なし
支援措置を設ける 趣旨	地域通貨には、コミュニティ活動や地域経済を活性化する効果が期待されることから、地域再生のツールの一つとして、その導入・普及を支援します。
支援措置の内容	平成16年度の新規事業として、ITを活用した地域通貨モデルシステムの開発・実証事業を実施します。実証実験は、2又は3程度の地方公共団体で行い、実施箇所の選定については、地域再生計画に同事業を位置づけて申請を行う地方公共団体に対し、総務省が事前にヒアリングを行い、有識者等の意見も踏まえつつ決定します。 総務省の事前ヒアリングを経た上で、地域再生計画を策定し、同計画について総務大臣の同意を得て、内閣総理大臣の認定を受けることにより、実証実験団体として選定されます。 実証実験団体として採択された地方公共団体に対しては、実証実験に必要となる住民説明会やシステム開発・運用の実施、機材調達のための交付金の交付といった支援を行います。 なお、開発した地域通貨モデルシステムは、平成17年度以降、希望する地方公共団体に無償で配布します。 本支援措置は、平成16年度第1回の計画申請に限り有効な措置です。
支援措置に係る必 要な手続	地域再生計画の申請に先立ち、総務省の事前ヒアリング受けることが必要です。
当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類	地域再生計画の申請に当たっては、申請主体において発行する地域通貨の趣旨・目的、推進体制、地域通貨の入手方法・利用方法(申請主体が自ら用意する入手方法・利用方法の具体的な内容、民間団体等の協力が必要な入手方法・利用方法については、その具体的な内容と当該民間団体等との調整状況を含む。)、ITの活用方策、期待される地域再生効果、将来構想、その他の特徴等について記載した資料を添付して〈ださい。(様式自由)
地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	地域再生計画及び添付書類の記載に当たっては、地域の特徴を活かした 地域通貨の仕組みや地域通貨の流通を促進させる方法についても工夫して いただ〈ようご留意願います。

支援措置番号	10701
担当省庁	財務省
支援措置事項名	日本政策投資銀行の低利融資
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	日本政策投資銀行法 第1条(目的)、第20条(業務の範囲)、第21条(業務の 条件)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	第1条 地域経済の自立的発展に資すること第20条 第1項 融資業務等、第 2項 償還確実性、第3項 収支相償第21条 民業補完
支援措置を設ける 趣旨	政策金融の利便性の向上を図り、地域経済に密着し、今後も重要な役割を 担う事業者等に対し、民間金融機関とも協調しつつ円滑な資金供給の確保 に努めること。
支援措置の内容	既存の融資制度において融資可能な事業のうち、当該支援措置を適用するものとして地域再生計画が認定され、かつ償還確実性が見込まれる事業については、日本政策投資銀行による金融面での判断を経た上で低利融資を行います。 地域再生計画の認定申請に当たっては、当該事業が地方公共団体が実現しようとする地域再生計画の目標に不可欠であり、かつ、融資を受けようとする者の概要、融資を受けようとする事業の概要等のほか、当該支援措置を活用する事業が日本政策投資銀行の投融資指針に定める各事業の融資制度の要件に形式的に合致すると判断される場合には、当該計画に係る事業の円滑な実施に向け、具体的な融資に関する相談等に応じ、償還確実性に関する日本政策投資銀行による金融面での判断を経た上で低利融資を行います。
支援措置に係る必 要な手続	地域再生計画認定申請の同意に際し、当該事業が地方公共団体が実現しようとする地域再生計画の目標に不可欠であり、かつ、融資を受けようとする者の概要、融資を受けようとする事業の概要等のほか、日本政策投資銀行の投融資指針に定める融資制度の要件に合致するか否かについて、形式面での判断を要します。 また、計画認定後、償還確実性に関する日本政策投資銀行による金融面の判断が別途必要になります。
当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類	計画認定の同意に際しては、、当該事業が地方公共団体が実現しようとする地域再生計画の目標に不可欠であり、かつ、融資を受けようとする者の概要、融資を受けようとする事業の概要等のほか、日本政策投資銀行の投融資指針に定める各事業の融資制度の要件に合致するか否か、形式面の判断ができる内容が盛り込まれた資料が必要です(様式は任意)。ただし、計画認定後、償還確実性に関する日本政策投資銀行による金融面の判断のための資料が別途必要になります。
地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	融資を受けようとする事業が日本政策投資銀行の投融資指針で定める事業の要件を満たしていることを記載すること。

支援措置番号	10801
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化
措置区分	通知
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	・補助金等適正化法第22条 ・公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(平成9年 11月20日付け文部省教育助成局長通知) ・公立学校施設整備費補助金(学校体育諸施設補助)等に係る財産処分の承 認等について(平成10年10月23日付け文部省体育局長通知) ・公立学校施設整備費補助金(学校給食施設整備費)等に係る財産処分の承 認等について(平成11年2月26日付け文部省体育局長通知)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	国庫補助を受けて整備された公立学校施設の財産処分の承認に当たっては、以下の各要件に該当する場合には、国庫納付金を不要としています。 ・国庫補助事業完了後10年を経過したこと。 ・公共用施設として転用すること。 ・無償による転用であること。
支援措置を設ける 趣旨	国庫補助を受けて整備された公立学校の廃校校舎等の財産処分の承認に 当たっては、従来より、弾力的な取扱いを行っていますが、建築後の経過年数 や廃校校舎等の転用主体にかかわらず、国庫納付金を不要とする範囲を拡 大することにより、遊休化した学校施設の有効利用を一層推進し、その地域に おける多様な活動を促進するものです。
支援措置の内容	「支援措置の内容」 「支援措置の適用要件」を満たす場合は、国庫納付金を免除する。 【支援措置の適用対象となる施設】 国庫補助を受けて整備された以下の公立学校施設(国庫補助事業完了後 10年を超える期間を経過していないものを含む。)。 統合又は別敷地移転等により廃校となった学校の a. 校舎(廃園となった園舎を含む。)、屋内運動場及び寄宿舎 b. 水泳ブール、武道場、クラブハウス及び屋外運動場照明施設 c. 学校給食施設(調理場、学校食堂) 余裕教室(園舎の余裕スペースを含む。) 入居見込みのないへき地教員宿舎 (これらに付随する建物以外の工作物及び設備を含む。) 【支援措置の適用要件】 支援措置の適用要件】 支援措置の適用要件】 支援措置の適用を件】 支援措置の適用を当たっては、以下の各要件を満たす必要があります。 (なお、地方公共団体が廃校校舎等の財産処分を行うに当たっては、関係法令の規定に反しない取扱いが必要となります。) 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請をすること(他の地方公共団体と共同して地域再生計画の作成を行う場合を含む。)。 廃校校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生推進のためのプログラム」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること(民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。。 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。余裕教室を利用するること。 ま、以上の内容については、別途、文部科学省より各都道府県に対して通知がなされる予定です。

支援措置に係る必 要な手続	特になり
当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類	・「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成9年11月20日文部省教育助成局長通知)に定める別紙様式1・「公立学校施設整備費補助金(学校体育諸施設補助)等に係る財産処分の承認等について」(平成10年10月23日付け文部省体育局長通知)に定める別紙様式1・「公立学校施設整備費補助金(学校給食施設整備費)等に係る財産処分の承認等について」(平成11年2月26日付け文部省体育局長通知)に定める別紙様式1
地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	添付書類において、支援措置の適用要件に該当する旨を明らかにすること。

支援措置番号	10802
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	史跡等購入費補助金により購入した土地の一時転用
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条・文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱・史跡等購入費補助金国庫補助要項
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	・適化法及び交付要綱において、補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこととされています。 ・史跡等購入費補助金国庫補助要項においては、史跡等の保存のために行う土地買上げ等に要する経費について、補助することとされています。
支援措置を設ける 趣旨	本補助金により購入した土地については、適切に保存し、史跡として整備し 国民共有の財産として後世に伝える必要がありますが、地方公共団体におい て整備を行うまでの間、一定の要件に該当するものについては一時的に他の 用途への転用を認めることにより、当該土地を有効に活用した地域再生を支 援するものです。
支援措置の内容	地方公共団体が史跡等購入費補助金により公有化した土地について、地域再生計画の申請があり、史跡等の保存・活用のための整備を行うまでに一定の期間を要する場合、次の要件に該当するものにおいては、他の用途に一時転用することを認めることとします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。 (1)土地の所有者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること(他の地方公共団体と共同して地域再生の作成を行う場合を含む。)。 (2)当該土地を利用して実施される事業が、「地域再生推進のためのプログラム」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること(民間事業者に対して当該土地を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携して進められる事業内容であること。)。 (3)地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、当該土地の利用が必要であること。 (4)同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して当該土地を無償貸与すること。(5)文化財保護法による現状変更の許可が可能な範囲内での転用であること。(5)文化財保護法による現状変更の許可が可能な範囲内での転用であること。(6)史跡等を公有化した後、当該箇所の保存・活用のための整備について、明確な整備計画を有していること。 (7)整備を行うまでの短期間に限定されたものであること。(9)転用中、文化財保護の観点から地方公共団体による管理が適切になされるものであること。
支援措置に係る必 要な手続	文化財保護法に基づ〈現状変更許可が必要な措置については、別途、現状変 更許可申請の手続きが必要です。
当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類	1.整備計画書(上記要件(2)を示す書類、様式は問いません) 2.転用計画書(上記要件(1)(3)(4)(5)(6)を示す書類、様式は問いません) ん) 3.1,2に係る図面及び写真
地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	転用を認める要件に該当するかについては、要件別に明確に記載して〈ださ い。

支援措置番号	10803
担当省庁	文部科学省(文化庁)
支援措置事項名	文化芸術による創造のまち支援事業の活用
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	文化芸術による創造のまち支援事業実施要綱第2 (平成15年4月1日文化庁長官決定)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	文化芸術活動のための環境の醸成と人材の育成及び次代を担う子どもたちが参加する文化活動の活性化を図るため、 人材育成:地域文化リーダー(指導者)の育成、 団体育成:地域の芸術文化団体の育成、 発信交流:シンポジウム等による発信·交流を支援します。
支援措置を設ける 趣旨	文化芸術によるまちづくりを推進する観点から、文化芸術による創造のまち支援事業の活用を図ります。
支援措置の内容	(趣旨) 文化庁、都道府県、市町村等との共催で、それぞれの地域において地域文化リーダー(指導者)の育成や、地域の顔となる芸術文化団体の育成、シンポジウムなどによる発信・交流を通じた文化芸術活動の活性化を図ることにより、我が国の文化水準の向上を目指すものです。したがって、「公演事業」をはじめとする単発のイベントや文化施図の運営費の助成とは異なり、中・長期的な視野で地域文化振興の基盤を整備する事業が支援の対象となります。また、この事業は文化庁と都道府県、市町村等との共催で実施する事業ですから、実施市町村が実行委員会の中心的な役割を担う必要があります。(対象となる事業) 地域の文化芸術活動の環境づくり、人材育成及び子どもたちが参加する文化活動の活性化に寄与する、次に掲げる(1)から(3)のプログラムを組み合わせた事業です。 (1)地域(まち)づくりなど、地域の文化活動の活性化を図るための人材育成(2)地域合唱団、劇団、吹奏楽団など、地域の顔となる文化芸術団体の育成(3)地域文化の必要性、住民の役割、地域の特色などをテーマとするシンポジウム・フォーラムの開催(事業の選考・決定)通常、選考・決定は年度毎に行い、支援期間は連続する2年間までとしておりますが、地域再生計画に位置付ける場合については、今後地域再生計画全体のスケジュールを踏まえて決定します。(経費の支出) 文化庁は、事業実施に必要な経費のうち、予算の範囲内で対象経費(企画等会議費、指導者・専門家旅費及び謝金、練習場借上料)を負担し、その他の経費は都道府県、市町村、芸術文化団体及び文化施設等が負担します。また、謝金単価(会議・指導等)の設定は、各地方公共団体の基準などを準用してください。
支援措置に係る必 要な手続	(1)本事業の実施個所については、有識者の意見を踏まえつつ決定することとしているため、地域再生本部に地域再生計画の申請を行う前に、必ず本事業を文部科学省(文化庁)に申請していることとします。(募集案内は別途送付済み) (2)本事業は中・長期的な視野で地域文化振興の基盤を整備する観点から実施するものであり、できる限り1年を通して事業を実施することが求められるものであるため、平成16年度分について本事業を地域再生計画の中に位置付けて申請できるのは、同年5月申請時のみです。
当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類	
地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	特になり

支援措置番号	10804
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	生涯学習まちづくりモデル支援事業
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	生涯学習まちづくりモデル支援事業委託要綱 (平成15年4月15日 生涯学習政策局長決定)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	地域において住民による個性と魅力あるまちづくりを進めるため、生涯学習機関として地域への貢献が求められている大学・短期大学等の高等教育機関の人的・知的・物的 資源を最大限に活用することが重要です。このため、本事業では、市町村と高等教育 機関が組織的に連携した地域住民の学習成果や能力を活かしたまちづくりの取組みを支援し、生涯学習まちづくりのモデルとなる施策を展開します。
支援措置を設ける 趣旨	生涯学習によるまちづくりを推進する観点から、生涯学習まちづくりモデル支援事業の活用を図ります。
支援措置の内容	(趣旨) 個性と魅力あるまちづくりを進めるため、市町村が、生涯学習機関として地域 貢献を求められる大学等の高等教育機関と組織的連携を図り、地域住民の 学習成果を活かした「生涯学習による地域づくり」に資する事業を支援します。 (対象となる事業) まちづくり事業を実施する際の基本理念(目的)、市町村と高等教育機関との 組織的な連携のあり方、連携による具体的な事業、活動の内容等を盛り込ん だ「まちづくり事業推進計画」を策定し、計画に基づいた以下の事業等を対象 とします。 (1)計画推進のための情報提供・広報 (2)学習グループ・団体への支援・指導者の研修 (3)住民の学習活動支援 (4)まちづくりフェスティバルの開催 (5)その他まちづくりの事業 (経費の支出) 文部科学省は、予算の範囲内で事業に要する経費(諸謝金、旅費、消耗品 費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借料及び損料、保険料、賃金、雑役 務費)を委託費として支出します。
支援措置に係る必 要な手続	既に、文部科学省生涯学習政策局より事務連絡等がなされているところですが、本事業は実施箇所を外部有識者の意見を踏まえ決定するため、地域再生本部への地域再生計画の申請前に(平成16年3月19日(金)までに)、必ず文部科学省へ本事業を申請する必要があります。 なお、本事業は中・長期的な視野で地域における生涯学習振興の基盤を整備する観点から実施されるため、1年を通して事業を実施することが求められており、平成16年度の本事業を含む地域再生計画の申請は、平成16年5月のみとなります。 本事業を含む地域再生計画関連スケジュール・3月19日(金)まで 文部科学省へ本事業を申請・4月下旬 有識者による審査・内定・5月上旬 本事業の支援地域の決定・通知・5月上中旬 地域再生本部へ本事業を含む地域再生計画を申請
当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類	特になり
地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	特になし

支援措置番号	10901
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	地域再生雇用支援ネットワーク事業の集中化
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	「『地域再生雇用支援ネットワーク事業』の創設について」(平成15年12月19日厚生労働省発表。Http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/12/h1219-2.html)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	地域再生に取り組む市町村・都道府県に対し、(1)情報・ノウハウ、(2)支援・協力、(3)助成措置の活用の3本柱により雇用面から総合的に支援を行います。
支援措置を設ける 趣旨	地域における雇用失業情勢の改善の状況には地域差が見られることから、 当事業を創設して総合的な支援を実施することにより、地域自ら創意工夫を 生かした雇用対策の取組を地域の視点に立って推進することを目的としてい ます。
支援措置の内容	地域再生に取り組む市町村・都道府県の要請に応じ、以下に掲げる事により支援を行います。なお、地域再生計画の認定を受けた市町村・都道府県については、 無料職業紹介に係る積極的なノウハウの提供や、 当該市町村等と国が協同して設置・運営する相談窓口における求人自己検索装置の設置の検討対象とすることなど、予算等の範囲内において、集中的に支援するよう配慮します。 (1) 情報・ノウハウ「ワンストップ相談窓口」の設置地域再生に取り組む市町村等からの雇用・労働問題についての相談にワンストップで対応するための窓口を都道府県労働局職業安定部内に設置し、関係する制度、支援措置の概要の説明や、担当機関や担当部局の紹介を行います。 「地域再生に取り組む市町村等のニーズに対応したきめ細かな就職支援が行われるよう、地域再生に取り組む市町村等からの要請に応じ、市町村等と経済団体、ハローワーク等による情報・意見交換を行います。 無料職業紹介事業の実施を希望する市町村等が円滑に事業を開始及び実施できるよう、職業紹介事業者の団体による研修会を実施するとともに、市町村等が自ら開催する無料職業紹介事業に関する研修会等に都道府県労働局職員を講師として派遣するなど、積極的にノウハウを提供します。 (2) 支援・協力無料職業紹介事業に対する支援・協力市町村等が無料職業紹介事業を実施する場合、要請に応じて、求人者がハローワーク外に公開することに同意している求人情報を電子媒体等により提供します。

市町村等と一体となった効果的な職業紹介・情報提供の実施 無料職業紹介事業を実施しない市町村等が希望し、ハローワークの設置 状況等からみて、地域の労働力需給調整機能が高まると判断される場合 には、当該市町村等と国が協同して、相談窓口を設置・運営します。

地域再生のための就職支援の実施

地域の実情に合わせた就職支援を強化するため、「地域再生雇用支援連 絡会議」等において把握した、市町村等のニーズに対応する就職支援策を 実施します。具体的には、例えば、地域再生事業の中核となる人材につい ての情報の提供や、その情報に基づき、個別企業が人材を選定した場合 に、選定された人材に対して当該求人への応募を働きかけるリクエスト紹介 の積極的実施、管理選考会や合同面接会の開催等を実施することとしてい ます。

(3) 助成措置の活用

助成金の効果的活用

地域再生計画に基づく創業や事業所の設置に伴う労働者の雇入れが行 われる場合には、地域雇用受皿事業特別奨励金(地域に貢献する事業を 行う法人を設立し、一定の雇入れを行った場合に、その創業経費等を助 成)や地域雇用開発促進助成金(雇用機会が不足している地域等におけ る事業所の設置・整備費用等を助成)等既存の助成金を効果的に活用し ます。

地域雇用機会増大促進支援事業の実施可能な地域の追加 詳細については支援措置番号10902をご参照ください。

緊急地域雇用創出特別基金事業の要件の見直し 詳細については、支援措置番号209001をご参照ください。

地域求職活動援助事業の実施方式の改善

地域雇用開発促進法に基づき、都道府県が策定する地域求職活動援助 計画に沿って、国が地域の事業主団体等に委託して実施するミスマッチ解 消事業である「地域求職活動援助事業」については、地域の自主性を活か した雇用創出を促進するため、平成16年度から都道府県の企画立案によ る実施方式に改めます。

支援措置に係る必 要な手続

支援措置によって異なるため、都道府県労働局に設置されているワンストッ プ相談窓口にお問い合わせいただければ、必要な手続き等について説明い たします。

なお、(3) については、支援措置番号10902をご参照ください。

当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類

特になし

地域再生計画及び特になし 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点

支援措置番号	10902
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	地域雇用機会増大促進支援事業の実施可能な地域の追加
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	なし
支援措置を設ける 趣旨	地域再生に取り組む市町村であって、雇用機会が相当程度不足している地域 について、雇用創出を促進します。
支援措置の内容	地域雇用機会増大促進支援事業(以下「増大プラス事業」という。)の実施可能な地域の範囲について、 認定された地域再生計画中に増大プラス事業を活用することが盛り込まれており、 地域再生計画を認定された市町村の区域が、地域雇用開発促進法に規定する雇用機会増大促進地域と同様、求職者の総数に比し雇用機会が相当程度不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあるものと判断できる(最近5年間におけるその地域の常用有効求人倍率の月平均値が同時期における全国の当該率の月平均以下であり、かつ、最近6か月間において当該地域の常用有効求人倍率が急激に上昇する傾向がないことを目安として判断) 場合、雇用機会増大促進地域でなくとも、増大プラス事業の実施可能な範囲とします。 なお、当該事業は提案公募型事業であり、関係市町村、経済団体等で構成される協議会が提案する事業のうち、雇用創出効果の高い事業を採択し委託することとしています。
支援措置に係る必 要な手続	地域再生計画中に増大プラス事業を活用することを盛り込んでください。 なお、増大プラス事業に係る提案については、厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/02/h0227-2.html#top)を参考にしてくだ さい。
当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類	特になし
地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	増大プラス事業の活用方法を可能な限り具体的に記載して〈ださい。

支援措置番号	10903
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	勤労青少年ホームの施設転用
措置区分	通達
	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、「勤労青少年福祉施設整備費補助金により取得した財産(勤労青少年ホーム)の処分について」(平成15年4月1日 能発0401008号)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、補助事業者等(地方公共団体)は、補助事業等(勤労青少年福祉施設設置事業)により取得した財産(勤労青少年ホーム)を用途変更等する場合、補助金等の交付の目的に類似した目的への用途変更である場合は残存価格の返還は要しないこととしていますが、それ以外の目的への用途変更等である場合は、残存価格等から国庫補助負担率等によって算出した額を国庫へ納付することとされています。
支援措置を設ける 趣旨	地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著し〈減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、補助対象施設の転用の取扱いを弾力化するものです。
支援措置の内容	補助対象施設である勤労青少年ホームを有効に活用した地域再生を支援するため、補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続きを簡素合理化することとし、地方公共団体が地域再生計画を作成し、同計画に係る補助対象施設である勤労青少年ホームについて、補助金等適化法第22条における「各省各庁の長の承認」があったものとして取り扱うこととします。同意に当たっては、以下のとおり取り扱うこととします。同意に当たっては、以下のとおり取り扱うこととします。に1)同意する範囲内閣総理大臣が地域再生計画を認定するにあたり、厚生労働大臣に当該計画についての協議があった場合には、その内容が現行の取扱いに加えて以下の条件を満たした場合においても、当該計画に係る補助施設の転用に同意します。 社会経済情勢の変化等に伴い、補助目的に照らして需要の著しく減少している施設であること(例えば、利用者の著しい減少が見られる場合、福祉施設として単独の機能で運営することについてのエーズが減少している場合など) (2)国庫への納付についての取扱基準上記(1)における同意・承認に伴う国庫への納付の取扱いについては、それずれの処分形態に応じて以下のとおりとなります。地方公共団体に同一補助事業者)内、若しくは他の地方公共団体における施設への無償による転用で、当該施設が雇用の安定や能力の開発及びその向上に資するための施設(当該施設等が雇用保険を財源としている場合は雇用保険の被保険者に対するものであること)への転用に当たる場合は、国庫への納付を免除します。 民間機関(認定職業訓練施設は除く。)に譲渡・貸与する場合であって、営利を主たる目的としない者(公益法人、事業主団体を想定)への無償の譲渡・貸与であり、転用後の用途が雇用の安定や能力の開発及びその向上に資するための事業(当該施設等が雇用保険を財源としている場合は雇用保険の被保険者に対するものであること)への転用である場合に可いては、転用後の用途・主体にかかわらず、残存価格又は当該処分に伴い生じた収入額のいずれか高い額に国庫補助負担率を乗じて得た額を国庫へ納付することとします。

支援措置に係る必 要な手続	1 地方公共団体は地域再生計画の申請とあわせて、当該補助対象施設に係る 取得年月日、 耐用年数、 取得価格、 国庫補助額(補助金の名称)、 国庫補助負担率、 処分収入見込額、 残存価格、 処分の事由及び方法(国庫納付の免除要件との関係、老朽化の現状 等)等について、別紙様式1「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」により提出してください。 2 地方公共団体は地域再生計画が認定された後は、速やかに当該補助施設を計画に沿って処分等を行い、その結果を別紙様式2「財産処分報告書」により報告しなければなりません。その際、当該案件が処分に伴う収入等があった場合は、 処分収入額、 廃棄(解体)に要した経費等の内容を証明する書類を添付してください。 3 上記「支援措置に係る必要な手続」において国庫納付を条件とされる場合においては、歳入徴収官が送付する納入告知書により国庫に納付しなければなりません。
当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類	地域再生計画の申請と併せて、上記の 1にあげた様式にこれらを確認する 書類(財産管理台帳の写し、当該施設の利用実績等)を添付する必要があり ます。
地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	

地域再生計画に基づく財産処分の内容について

財		産			名								
構	造規格	汲	び刑	泛式	, 等								
取	得	年	F]	田	平瓦	፟፟፟፟	í	Ŧ	月	日		
耐	用		年		数	年	(平月	戉	年	月	日まで)		
取	得		価		格								円
	甫助 金 ·					()		
国	庫	補	Д	力 ——	額								円
国	庫補	助	負	担	率								
処	分収	入	見	込	額								円
残	存		価		格								円
処:	分の事	由	及び	が方	法								
備					考								

財産処分報告書

財		産		名						
構	造規格	及	び形式	大等						
取	得	年	月	日	3	平成	年	月	日	
耐	用		年	数		年(平成	年	月	日まで)	
取	得		価	格						円
(补	甫助 金	等	の名	称)		()	
国	庫	補	助	額						円
国	庫補	助	負 担	上率						
処	分	年	月	日	3	平成	年	月	日	
処	分		方	法						
処	分	収	入	額						円
	棄(解 し									円
国	庫 納	付	予定	額						円
備				考						

支援措置番号	10904
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	職業能力開発校の施設転用
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13 条
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	ら国庫補助負担率等によって算出した額を国庫へ納付することとされています。
支援措置を設ける 趣旨	地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著し〈減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、補助対象施設の転用の取扱いを弾力化するものです。
支援措置の内容	補助対象施設である公共職業能力開発施設を有効に活用した地域再生を支援するため、補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続きを簡素合理化することとし、地方公共団体が地域再生計画を作成し、同計画が厚生労働大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合においては、同計画に係る補助対象施設である公共職業能力開発施設について、補助金等適化法第22条における「各省各庁の長の承認」があったものとして取り扱うこととします。同意に当たっては、以下のとおり取り扱うこととします。
	(1)同意する範囲 内閣総理大臣が地域再生計画を認定するにあたり、厚生労働大臣に当該計画についての協議があった場合には、その内容が現行の取扱いに加えて以下の条件を満たした場合においても、当該計画に係る補助施設の転用に同意することとします。 社会経済情勢の変化等に伴い、補助目的に照らして需要の著し〈減少している施設であること (例えば、利用者(訓練生)の著しい減少、地方における能力開発に関する施策全体の中で、養成訓練単独で実施することについてのニーズが減少している場合など)
	(2)国庫への納付についての取扱基準上記(1)における同意・承認に伴う国庫への納付の取扱いについては、それぞれの処分形態に応じて以下のとおりとなります。 地方公共団体(同一補助事業者)内、若しくは他の地方公共団体における施設への無償による転用で、当該施設が雇用の安定や能力の開発及びその向上に資するための施設(当該施設等が雇用保険を財源としている場合は雇用保険の被保険者に対するものであること)への転用に当たる場合は、国庫への納付を免除します。 民間機関(認定職業訓練施設は除く。)に譲渡・貸与する場合であって、営利を主たる目的としない者(公益法人、事業主団体を想定)への無償の譲渡・貸与であり、転用後の用途が雇用の安定や能力の開発及びその向上に資するための事業(当該施設等が雇用保険を財源としている場合は雇用保険の被保険者に対するものであること)への転用である場合は国庫への納付を免除します。 上記及びに該当しない転用である場合については、転用後の用途・主体にかかわらず、残存価格又は当該処分に伴い生じた収入額のいずれか高い額に国庫補助負担率を乗じて得た額を国庫へ納付することとします。

支援措置に係る必 要な手続	1 地方公共団体は地域再生計画の申請とあわせて、当該補助対象施設に係る 取得年月日、 耐用年数、 取得価格、 国庫補助額(補助金の名称)、 国庫補助負担率、 処分収入見込額、 残存価格、 処分の事由及び方法(国庫納付の免除要件との関係、老朽化の現状 等)等について、別紙様式1「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」により提出してください。 2 地方公共団体は地域再生計画が認定された後は、速やかに当該補助施設を計画に沿って処分等を行い、その結果を別紙様式2「財産処分報告書」により報告しなければなりません。その際、当該案件が処分に伴う収入等があった場合は、 処分収入額、 廃棄(解体)に要した経費等の内容を証明する書類を添付してください。 3 上記「支援措置に係る必要な手続」において国庫納付を条件とされる場合においては、歳入徴収官が送付する納入告知書により国庫に納付しなければなりません。
当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類	地域再生計画の申請と併せて、上記の 1にあげた様式にこれらを確認する 書類(財産管理台帳の写し、当該施設の利用実績等)を添付する必要があり ます。
地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	地域再生計画を作成する際には、別途通知する予定の「職業能力開発事業 により取得した財産等の管理について(仮称)」を参照にして下さい。

地域再生計画に基づく財産処分の内容について

財		産			名								
構	造規格	汲	び刑	泛式	, 等								
取	得	年	F]	田	平瓦	፟፟፟፟	í	Ŧ	月	日		
耐	用		年		数	年	(平月	戉	年	月	日まで)		
取	得		価		格								円
	甫助 金 ·					()		
国	庫	補	Д	力 ——	額								円
国	庫補	助	負	担	率								
処	分収	入	見	込	額								円
残	存		価		格								円
処:	分の事	由	及び	が方	法								
備					考								

財産処分報告書

財		産		名						
構	造規格	及	び形式	大等						
取	得	年	月	日	3	平成	年	月	日	
耐	用		年	数		年(平成	年	月	日まで)	
取	得		価	格						円
(补	甫助 金	等	の名	称)		()	
国	庫	補	助	額						円
国	庫補	助	負 担	上率						
処	分	年	月	日	3	平成	年	月	日	
処	分		方	法						
処	分	収	入	額						円
	棄(解 し									円
国	庫 納	付	予定	額						円
備				考						

支援措置番号	10905
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	社会福祉施設の転用の弾力的な承認
措置区分	通知
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条第3項、第22条 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金に係る財産処分承認手続の簡素化について(平成12年3月13日付け社援第530号大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担 (補助)金の交付を受けて整備された社会福祉施設等について、以下の各要件に該当する財産処分であって、厚生労働大臣に報告があったものについては、承認があったものとして取り扱っています。(当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要です。) 1 転用 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金を受けて取得した施設並びにこれに付随する施設以外の工作物及び設備(以下「施設等」という。)で、社会福祉法等福祉各法の規定に基づき設置されたもののうち、同一事業者における以下に定める施設等への転用で、国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過し、かつ承認手続が必要な旨別途通知されていないもの。 (1)社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金の対象となる施設等 (2)社会福祉事業の用に供する施設等((1)への転用が困難である場合に限る。) 2 譲渡又は貸与 ・施設等の無償による地方公共団体又は社会福祉法人への譲渡又は貸与 ・施設等の無償による地方公共団体又は社会福祉法人への譲渡又は貸与であって、同一事業を継続するもの。
 支援措置を設ける 趣旨	社会経済情勢の変化等に伴い需要の著し〈減少している施設の転用を弾力的に認めることにより、当該施設を有効に活用する地域再生の取組を支援するものです。
支援措置の内容	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担 (補助)金を受けて取得した施設並びにこれに付随する施設以外の工作物及び設備については、地域再生計画の申請があり、当該計画に掲げられた財産処分が、次のすべての要件を満たす場合に、計画の認定に同意をすることとし、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとします。(当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要です。)当該施設の処分が行われない場合、当該施設の遊休化その他の不適切な事態が生ずるおそれがあること地域再生計画の認定申請があった地域において、当該計画に掲げられた社会福祉施設等の公共的施設(国庫補助の対象であるものに限る。)への転用等の必要性が認められること同一事業者における転用、又は無償による貸与であること(譲渡は含みません。無償貸与の場合は社会福祉法人以外にも貸与は可能です。)転用目的は可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努めること(1.社会福祉施設、2.社会福祉事業の用に供する施設、3.社会福祉や保健医療を目的とする事業の用に供する施設、4.1~3以外の国庫補助対象施設の順に検討を行ってください。)転用前、又は貸与前の施設の利用者の処遇が低下しないことなお、以上の内容については、別途、厚生労働省より各都道府県、政令市及び中核市に対して通知がなされる予定です。

支援措置に係る必 要な手続	間接負担(補助)事業については、別途、間接負担(補助)を行った都道府県からの承認が必要となることに御留意ください。
当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類	対象施設の図面(国庫負担(補助)対象部分、面積を明記したもの) 対象施設の写真 国庫負担(補助)金交付決定通知書及び確定通知書の写し(交付額を確認 できる都道府県、市町村等の決算書でも可) その他参考となる資料
地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	地域再生計画に記載すべき事項 施設種別 補助事業者 施設名 定員 設置主体 経営主体 所在 地 国庫負担(補助)金額 総事業費 国庫負担(補助)年度 建築構造 建物延面積 処分区分 処分内容 処分予定年月日 経緯 処分の理由 転用(貸与)後の利用者の処遇 地方公共団体内及び周辺地域における 社会福祉施設の整備状況 その他申請者の方で必要と思われる事項 (記入要領) ()「国庫負担(補助)金額」、「建物の延面積」:補助金を受けた施設の一部 を処分する場合は、処分に係る部分について実書し、全体を()書きしてください。 ()「建物構造」:鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入してください。 ()「処分区分」:転用、一部転用、貸与、一部貸与の別を記入してください。 ()「処分区分」:転用、一部転用、貸与、一部貸に記載してください。 例 施設を 施設(定員 名)に転用 施設の一部を転用し、 施設(定員 名)と 施設(定員 名)に変 更 施設の余裕部分(室)を 事業を行う場所に転用 NPO法人 に貸与し、同一事業・定員で継続 ()「経緯」及び「処分の理由」:財産処分をしなければならなくなった経緯と地域再生に資する理由を簡潔に記載してください。

支援措置番号	11201
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	下水道補助対象施設における目的外使用承認の柔軟化
措置区分	通知
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(不動産等)を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、 補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件(注)に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。 (注)法第7条第2項の規定による条件 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。
支援措置を設ける 趣旨	補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において下水道補助対象施設の本来の目的を妨げない範囲で有効に活用することにより地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、下水道補助対象施設の未利用空間を有効活用するものであって、当該施設の本来の目的を妨げない範囲で目的外使用することとしている場合には、手続を簡素合理化することとし、国土交通省の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適化法第22条の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。なお、有償の譲渡・貸付の場合公共施設以外への転用の場合補助対象外公共施設への転用(補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限る)の場合には国庫納付を求める場合があります。
支援措置に係る必 要な手続	地域再生計画の申請にあたり、下記の事項を盛り込むこととします。 補助事業の名称 目的外に使用する物件 所在地、数量及び取得年度 目的外に使用する期間、状況、理由 使用上の管理方法 目的外に使用する物件等の設置年月日 有償で譲渡又は貸付とした場合等の国庫納付額 添付書類(行政財産使用許可申請書(写)、行政財産使用許可書(案)、 使用協定書(案)、その他位置図等) その他(特記事項等)
当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類	上記「 有償で譲渡又は貸付とした場合等の国庫納付額」の算定根拠に関する書類。

地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	特になし
교	

支援措置番号	11202
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	公営住宅における目的外使用承認の柔軟化
措置区分	通知
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(不動産等)を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、 補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件(注)に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。 (注)法第7条第2項の規定による条件 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。
支援措置を設ける 趣旨	補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において公営住宅の本来の目的を妨げない範囲で有効に活用することにより地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	公営住宅ストックを有効に活用した地域再生を支援するため、「公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、公営住宅を住宅用途として目的外使用する」ことを地域再生計画に定めて、国土交通大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該計画において定めた公営住宅の目的外使用については、事後報告することにより補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱うこととし、手続きの簡素合理化を図ります。
支援措置に係る必 要な手続	地域再生計画の申請にあたり、下記の事項を盛り込むこととします。 公営住宅を住宅用途として目的外使用する理由及びその概要 目的外使用する団地名、所在地、戸数、期間及び補助金交付年度 事業主体における過去3年の応募倍率及び空家戸数 目的外使用の使用料等の条件 その他目的外使用する団地の図面等 また、地域再生計画において定めた公営住宅の目的外使用については、下記の事項を事後報告することとします。 目的外使用した団地名、所在地、戸数 目的外使用開始年月日 目的外使用期間 目的外使用料
当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類	特になり
地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	特になり

①支援措置番号	11301
②担当省庁	環境省
③支援措置事項名	国立公園区域の拡大
④措置区分	運用
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	特になし
⑥支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	特になし
⑦支援措置を設ける 趣旨	地域再生計画として、国立公園としての資質を有すると思われ、かつ土地の所有者等や関係する地方公共団体の同意を得られる箇所を国立公園として拡大したいという提案については、国としても提案主体の意向を尊重し、その内容を確認した上で適当と思われるものについては、公園区域の見直し素案を作成し、国立公園区域の拡大を支援するものです。
⑧支援措置の内容	認定された地域再生計画に具体的な国立公園区域の拡大案が提示された場合、その区域が自然公園法等で定める国立公園区域の要件に合致し、国立公園としての資質を有することが確認される限りにおいて、その案を最大限尊重した環境省としての見直し素案を作成し、その後法律に定められた諸手続を開始します。再生計画策定及び法律に定められた諸手続についての概要は、別添フロー図を参照してください。
⑨支援措置に伴い必 要となる手続	特になし
⑩当該支援措置に関 して特に重要な添付 書類	・拡大を要望する区域が国立公園としての資質を有することを証するに足る書類(自然環境、社会環境データ等〈項目例:景観関係(地形・地質・地被・特殊景観)、権利制限関係(土地所有、他法令による規制)、産業関係(産業区分)、利用関係(利用施設現況、利用者現況)〉。詳細については「国立公園基本調査標準(昭和28年10月)」を参考としてください。) ・当該区域を国立公園に編入することに対する土地所有者等の同意書・当該区域を国立公園に編入することに対する関係地方自治体の同意書
⑪地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	特になし

支援措置番号	13004(別添0801)
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	公立社会教育施設の有効活用
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 公立社会教育施設整備費補助金交付要綱 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について(平成10 年3月31日生涯学習局長裁定)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	国庫補助を受けて整備された公立社会教育施設の財産処分の承認に当たっては、 ~ の要件を充たす場合は、国庫納付金を不要としています。財産処分がやむを得ない事情によるものであること。従前行ってきた社会教育活動を確保すること。住民サービスの低下を招かないものであること。公的施設として無償で転用すること。 代替施設をもって社会教育活動の確保をする場合は、当該代替施設が国庫補助を受けずに地方公共団体単独で整備された施設であること。 当補助金の財産処分に当たっては、構造改革特区の第2次提案を受け、「施設整備後概ね10年以上を経過したもの」という制限を15年度中に全国的
 支援措置を設ける 趣旨	に撤廃することとしている。 本補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著し〈減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用等を弾力的に認めることとし、文部科学大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金適化法第22条に基づ〈文部科学省の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、原則として補助金相当額の国庫納付を求めないこととします。 【支援措置の適用対象となる施設】 公立社会教育施設整備費補助金を受けて整備された公民館、図書館、博物館等の社会教育施設を構造です。 【支援措置の適用に当たっては、以下の各要件を満たす必要があります。(なお、地方公共団体が社会教育施設を財産処分するに当たっては、関係法令の規定に反しない取り扱いが必要となります。) 社会教育施設の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請をすること(他の地方公共団体と共同して地域再生計画の作成を行う場合を含む。)。社会教育施設を利用して実施される事業が、「地域再生推進のためのプログラム」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること(民間事業者に対して社会教育施設を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。)。地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、社会教育施設の利用が必要であること。 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して社会教育施設を無償貸与すること。地域における社会教育活動の低下を招かないものであること
支援措置に係る必 要な手続	特になし

「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」(平 当該支援措置に関 成10年3月31日生涯学習局長裁定)に定める様式1 して特に必要な添付 書類
地域再生計画及び 添付書類において、支援措置の適用要件に該当する旨を明らかにするこ 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点

支援措置番号	13004(別添0802)
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	社会体育施設の有効活用
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 ・公立学校施設整備費補助金(学校体育諸施設補助)等に係る財産処分の承 認等について(平成10年10月23日付け文部省体育局長通知)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	国庫補助を受けて整備された社会体育施設の財産処分の承認に当たっては、以下の各要件に該当する場合には、国庫納付金を不要としています。 ・国庫補助事業完了後10年を経過したこと ・公共用施設として転用すること ・無償による転用であること
支援措置を設ける 趣旨	本補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著し〈減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用等を弾力的に認めることとし、文部科学大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金適化法第22条に基づ〈文部科学省の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、原則として補助金相当額の国庫納付を求めないこととします 【支援措置の適用対象となる施設】 国庫補助を受けて整備された体育館、水泳プール、運動場等の社会体育施設(これらに付随する建物以外の工作物及び設備を含む。)です。 【支援措置の適用医件】 支援措置の適用に当たっては、以下の各要件を満たす必要があります。(なお、地方公共団体が社会体育施設の財産処分を行うに当たっては、関係法令の規定に反しない取扱いが必要となります。) 社会体育施設の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請をすること(他の地方公共団体と共同して地域再生計画の作成を行う場合を含む。)。 社会体育施設を利用して実施される事業が、「地域再生推進のためのプログラム」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること(民間事業者に対して社会体育施設を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。)。地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、社会体育施設の利用が必要であること。 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体活とり地域のスポーツ活動に支障が生じないこと。 なお、以上の内容については、別途、文部科学省より各都道府県に対して通知がなされる予定です。
支援措置に係る必 要な手続	特になり
当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類	·公立学校施設整備費補助金(学校体育諸施設補助)等に係る財産処分の承認等について(平成10年10月23日付け文部省体育局長通知)に定める別紙様式1
地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	添付書類において、支援措置の適用要件に該当する旨を明らかにすること

支援措置番号	13004(別添0901)
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	保健衛生施設等の有効活用
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条第3項、第22条 ・保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担(補助)金に係る財産処分手続の簡素化について(平成13年3月30日付け健発第424号厚生労働省健康局長、医薬局長、社会・援護局障害保健福祉部長及び老健局長連名通知)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	省健康局長、医薬局長、社会・援護局障害保健福祉部長及び老健局長連名通知)」に該当する財産処分であって、厚生労働大臣に報告があったものについては、承認があったものとして取り扱っています(当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要です。)。
支援措置を設ける 趣旨	補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著し〈減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	補助金等を受けて取得した施設並びにこれに付随する施設以外の工作物及び設備については、地域再生計画の申請があり、当該計画に掲げられた財産処分が、次の要件を満たす場合に、計画の認定に同意をすることとし、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとします。(当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要。) ただし、当該処分は転用又は無償による貸与によるものとし、地域再生計画による転用等を行った場合であっても、当初の国庫補助事業完了時から起算して厚生労働大臣が別に定める期間(「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成13年7月厚生労働省告示第239号))を経過するまでは、所要の手続を経ることなく財産処分を行うことはできません。 1. 転用の場合次の条件をすべて満たす場合ア処分を承認しない場合、遊休施設化その他の不適切な事態が生ずるおそれがあること イ 地域再生計画の認定申請があった地域において、当該計画に掲げられた公共性のある施設(国庫補助の対象であるものに限る)への転用の必要性が認められること
支援措置に係る必 要な手続	及び に留意の上、地域再生計画の認定申請手続を行って〈ださい。

当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類

- 財産処分対象施設の図面(国庫負担(補助)対象部分、面積を明記した ものであって、転用(無償貸与後の転用を含む。)の場合は転用前後の 比較が可能な資料)及び写真
- 2 国庫負担(補助)金交付決定通知書及び確定通知書の写し(交付額を 確認できる都道府県、市町村等の決算書等でも可)
- 3 その他参考となる資料(当該財産処分の内容や理由を補足する資料を 添付して〈ださい。)

地域再生プログラム認定申請を行うに際し、以下の事項を記載してくださ ll.

地域再生計画の概要 施設種別 補助事業者名 施設名 定員(施設 設置基準又は国庫補助金交付要綱に定員についての要件がある施設) 設 置主体 所在地 国庫負担(補助)金額 総事業費 国庫補助(負担)年度 処分制限期間 経過年数 建築構造 建物延面積 処分区分 処分内 容 処分予定年月日 処分の理由 処分が承認されない場合に危惧され る事項 転用(貸与)前の施設の利用者の処遇

- (記載要領)
- 1、「地域再生計画の概要」:地域再生計画の概要について、簡潔に記載 してください。
- 2、「国庫負担(補助)金額」及び「建物延面積」:施設の一部を処分する 場合、処分に係る部分については実書し、全体を()書きして〈ださい。
- 3、「建築構造」:鉄筋コンクリート造、ブロック造、木造等の建物の構造に ついて記入してください。
- 「処分区分」:転用、一部転用、貸与、一部貸与の別を記入してください。
- 5、「処分内容」:財産処分の内容を簡潔に記載して〈ださい。

施設を 施設へ転用 施設の一部を転用し、 施設へ変更 に貸与し、同一事業を継続

- 6、「処分の理由」: 当該地域再生計画における財産の処分の理由及び 必要性を簡潔に記載してください。
- 7、「処分が承認されない場合に危惧される事項」、処分が承認されない場 合、遊休施設化その他不適切な事態が生じること等、危惧される事項 を簡潔に記載してください。
- 8、「転用(貸与)前の施設の利用者の処遇」:転用又は無償貸与後に転用 する場合、転用又は無償貸与前施設の利用者の処遇について記載して ください。

地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点

支援措置番号	13004(別添0902)
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	医療施設等の有効活用
措置区分	通知
支援措置に係る法令 等の名称及び条項	(ア)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) 第7条第3項、第22条 (イ)医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等設備整備費補助金に係る財産 処分承認手続の簡素化について(平成12年6月12日付け厚生省大臣官房障害保 健福祉部長、健康政策局長、保健医療局長、児童家庭局長及び保険局長通知)
支援措置に係る法令 等の現行規定の概要	(ア)医療施設等施設・設備整備費補助金の交付を受けて取得し又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分を行うに当たっては、厚生労働大臣の承認が必要となっています。(イ)財産処分を行う1か月前に「医療施設等施設(設備)整備費補助金に係る財産処分報告書」により厚生労働大臣に報告があったものについては、厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱っています。
支援措置を設ける趣 旨	補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、社会経済情勢の変化等に伴って需要が著し 〈減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	補助金等を受けて取得した施設並びにこれに付随する施設以外の工作物及び設備については、地域再生計画の申請があり、当該計画に掲げられた財産処分が、次の要件を満たす場合に、計画の認定に同意をすることとし、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとします。(当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要です。) ただし、当該処分は転用又は無償による譲渡若しくは貸与によるものとし、当初の国庫補助事業完了時から起算して厚生労働大臣が別に定める期間(「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成13年7月厚生労働省告示第239号))を経過するまでは、所要の手続を経ることなく財産処分を行うことはできません。 1.次の条件を全て満たす補助施設等の転用 (1)補助施設等を国の所管する補助金等の交付の対象となる施設等に転用すること(2)転用後の地域における医療提供体制が確保されていること(3)転用に係る改築等については、国の所管する補助金等の交付を受けずに整備すること(3)転用に係る改築等については、国の所管する補助金等の交付を受けずに整備すること(3)譲渡又は貸与を行った後も同一の事業を継続すること(3)譲渡又は貸与の相手方は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び民法第34条の規定に基づく公益法人のうち医療施設等施設整備費補助金交付要綱(昭和54年厚生省発医第117号)により当該事業を実施できる者であることなお、上記(イ)に該当する財産処分であって、地域再生計画の認定申請を行う1か月以上前に「医療施設等施設(設備)整備費補助金に係る財産処分報告書」により厚生労働大臣に報告があったものについては、所要の手続を簡素化します。
支援措置に係る必要 な手続	詳し〈は今後発出予定の通知を参照して〈ださい。
当該支援措置に関し て特に必要な添付書類	詳し〈は今後発出予定の通知を参照して〈ださい。
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	詳し〈は今後発出予定の通知を参照して〈ださい。

①支援措置番号	13004(別添1001)
②担当省庁	農林水産省
③支援措置事項名	補助対象施設の有効活用
④措置区分	運用
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
⑥支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(不動産等)を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、①補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件(注)に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、②補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。 (注)法第7条第2項の規定による条件各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。
⑦支援措置を設ける 趣旨	補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助事業による農林水産共同利用施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。
⑧支援措置の内容	補助事業により整備した農林水産共同利用施設(以下「補助対象施設」という。)を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、農林水産省の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適化法第22条の各省各庁の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。なお、 ① 有償の譲渡・貸付の場合 ② 公共施設以外への転用の場合 ③ 補助対象外公共施設への転用(補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限る)の場合には国庫納付を求めることができる等 補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付すことができるものとします。
	「補助対象施設」とは、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した(改修等)施設をいいます。 「需要の著しく減少している」とは、当初の補助目的に照らしてその補助効果がほとんど期待できないと認められる状態をいいます。 「各省各庁の承認があったものとして取り扱う」とは、補助対象施設の有効活用を支援措置として盛り込んだ地域再生計画が関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には、別段の手続を要することなく、補助金等適正化法第22条の各省各庁の長の承認があったものとして取り扱い、転用を可能にすることをいいます。 「等」、「必要最小限の条件」とは、転用に当たって所要の法令等手続きを予め了していることや、①から③までに掲げた場合以外に各府省庁の判断により必要最小限の条件を付すことを認めたものであり、例えば、財産処分制限期間の承継、転用目的以外への使用禁止、補助施設が整備されてから一定の期間が経過していないものは申請が出せない等が考えられますが、その他の必要最小限の条件については、下に示すもののほか今後明らかにする予定です。

	・中山間地域総合整備事業及び農村総合整備事業で整備された施設については、公共利用の観点から地方公共団体を主体とし、かつ、農村振興基本計画の変更が必要となります。 ・水産基盤整備事業で整備された施設については、漁港の機能・保全及び漁村の防災上、支障を与えないことが必要となります。
⑨支援措置に係る必 要な手続	当該施設が、他の法令等により規制を受けるものである場合は、関係省庁の許可等を得て下さい。(理由:施設の転用等に際し、法的規制を伴うものは、それらの許可が必要となるためです。)
⑩当該支援措置に関	①補助事業者の意見。 ②当該施設における補助目的を取り巻く社会経済情勢の変化を説明する資
して特に必要な添付 書類	②当該施設における補助目的を取りをく社会程が情勢の変化を説明する員料。 ③当該施設における最近の状況(最近3年間の利用状況、最近3年間の収支状況(収支を求められている場合)、地元の意見等) 補助対象施設の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態(譲渡、貸

①支援措置番号	13004(別添1301)
②担当省庁	環境省
③支援措置事項名	補助対象施設の有効活用
④措置区分	運用
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する財産 処分の承認の基準の運用
	「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(不動産等)を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、①補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件(注)に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、②補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。 (注)法第7条第2項の規定による条件 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額
⑦支援措置を設ける 趣旨	を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。 補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。
⑧支援措置の内容	補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、環境省所管の補助金等により取得した財産について、自然公園等整備費補助金の場合、社会経済情勢の変化等に伴い需要が著しく減少し、当初の補助目的に照らして、その補助効果がほとんど期待できないと認められる場合に、補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、環境大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適化法第22条の環境大臣の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。なお、 ① 有償の譲渡・貸付の場合 ② 公共施設以外への転用の場合 ③ 補助対象外公共施設への転用(補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限る)の場合には国庫納付を求めることができる。

「社会経済情勢の変化等に伴って需要の著しく減少し、当初の補助目的に照らして、その補助効果がほとんど期待できないと認められる」とは、自然公園等整備費補助金の場合、国立・国定公園にあっては、自然公園法の規定に基づく公園計画の変更がされ、補助事業の執行の必要性がなくなった場合、公園区域外にあっては、環境省自然環境局長が承認した事業計画の変更が承認され、補助事業の執行の必要性がなくなった場合をいいます。

「環境大臣の承認があったものとして取り扱う」とは、補助対象施設の有効活用を支援措置として盛り込んだ地域再生計画が環境大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には、別段の手続を要することなく、補助金等適正化法第22条の環境大臣の長の承認があったものとして取り扱い、転用を可能にすることをいいます。

⑨支援措置に係る必 要な手続

自然公園等整備費補助金においては、当該補助事業に係る、自然公園法の規定に基づく公園計画の変更及び環境省自然環境局長が承認した事業計画の変更が必要な場合は、その手続を別途行うことが必要です。また、これらの手続は、地域再生計画の環境大臣の同意以前になされることが必要です。

⑩当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類

支援措置に係る必要な手続がなされたことがわかる書類(公園計画の変更がされ、その概要の公示されたことがわかる書類又は環境省自然環境局長が事業変更を承認したことがわかる書類)

⑪地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点

補助対象施設の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態(譲渡・貸 与の別、有償・無償の別)及び転用後の施設の目的について具体的に記述 する必要があります。

++41++++	4000 4 PUL TO 404)
支援措置番号	13004別添2101)
担当省庁 支援措置事項名	防衛庁防衛施設庁) 補助対象施設の有効活用
<u>又拨佰直争坦石</u> 措置区分	補助対象施設の有効活用 運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	1補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2 2条 2種助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分について通達平 13.3
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	社会情勢等の変化により遊休化した処分制限財産について、補助事業者等がその有効活用を図るため、次のとおり転用する場合、処分制限財産の処分に係る手続については、防衛施設局長への届出書の提出をもって、同局長の承認があったものとして取り扱立とができまっただし、当該届出書に記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、このように取り扱立とはできません。 1防衛施設問辺の生活環境の整備等に関する法律第条第項及び第条等の規定に基づき整備された施設音響による障害の緩和を必要とする施設に限ります。については、同法第条第項及び第条の規定に掲げる他の施設に転用する場合。ただし供用開始後、10年を経過しているものに限ります。 2防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第条等の規定に基づき整備された施設音響による障害の緩和を必要とする施設を除きます。について、同法第条の規定に掲げる他の施設及びその他の公共用の施設へ転用する場合管利を目的とする場合を除きます。)ただし供用開始後、10年を経過しているものに限ります。 届出書の記載事項) 1補助事業者等の氏名又は名称及び住所 2処分制限財産の名称及び所在地 3補助事業等の事業実施年度 5補助の割合及び補助金等額 6間接補助事業者名 7処分の内容 8処分に係る摘要事項 9処分の理由 10処分予定年月日 11代の他必要な事項 届出書の添付書類) 1支付決定通知書実績報告書及び確定通知書の写し 2処分制限財産の位置図及び平面図 4その他参考となる資料
支援措置を設ける 趣旨	補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著し減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著し減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、防衛施設庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適化法第2条の各省各庁の承認があったものとして取り扱うととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。なお、有償の譲渡貸付の場合公共施設以外への転用の場合補助対象外公共施設への転用補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限る)の場合には国庫納付を求めることができる等補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付すことがあります。
支援措置に係る必要な手続	特になり
当該支援措置に関 して特に必要な添付 書類	
地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点	補助対象施設の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態譲渡貸与の別、有償・ 無償の別及び転用後の施設の目的について具体的に記述する必要があります。